

別紙2

事後申請に必要な書類

① 介護保険介護予防・居宅介護住宅改修費支給申請書

- 被保険者番号や生年月日等を含め、介護保険被保険者証を確認し、表記のとおり漏れのないように記入されてある。（記入漏れ、記入誤りがある場合は受理できないこともあるのでご了承ください）
- 申請書の日付は添付書類の日付以降の日付になっている。
- 座振込依頼欄は漏れなく記載されている。□座名義人が被保険者本人ではない場合、□座振込依頼欄の上の委任欄に記載してある。

② 介護保険住宅改修費受領委任払い承認申請兼事前協議申請承認（不承認）決定通知書

事前申請時に2枚発行しているうちの事業所控え分。（もう1枚は被保険者控え）

③ 日付入りの改修後の写真

- 改修前の写真と同じ場所・同じ位置を撮影したもの。（改修箇所がすべて写るように）
- 撮影日（完成日以降の日付け）は枠外に記載するのではなく、写真内に修めている。

④ 領収証の原本（5万円以上は、収入印紙貼付）※レシートは不可。

- 本人の名前（フルネーム）を含めている。（家族との連名可）
- 受領委任払いの場合は、負担割合証で負担割合（領収書記載日時点の負担割合）の確認をしてから領収している。
- 領収書返却希望の場合は領収書のコピーと原本の両方を添付。（コピーを預かり原本を返却します）
- 領収日は完成日以降の日付になっている。

注意

1) 工事内容の変更について

- ・事前申請の内容に変更がある場合は、工事完了前までに速やかにご相談ください。事前にご相談のない変更は受領できない場合がございます（介護保険対象外となります）。
- ・工事内容によって追加資料の提出を必要とすることがあります。

パターン①：事前申請の際に添付いただいた資料の再提出をお願いする場合
⇒ 取付位置や向きの変更、材料の縮小、金額の変更（下がる場合）等

パターン②：事後申請の際に工事内訳書を提出いただく場合
⇒ 事前申請の書類に変更がない場合、金額の変更（下がる場合）等

- ・工事箇所自体が追加される場合や金額が上がる場合には改めて事前申請をしていただく場合がございます。

2) 申請が保留になる場合

- ・認定申請中など認定がない状態で改修を行った場合は、認定結果が出るまで事後申請はできません。
- ・着工前に被保険者が入院した状態で改修を行った場合は、退院して自宅に戻られるまで事後申請はできません。

3) 事後申請ができない場合

- ・自宅に退院予定だったが施設に入所になった場合
- ・被保険者が工事の着工前に死亡した場合
- ・認定期間中に施工終了していても、領収書発行時に認定がない場合。

以上の場合は、事前申請時に発行した決定通知書を添えて承認申請兼事前協議承認取り下げ申請書を提出してください。

※工事中に被保険者が死亡した場合は、死亡するまでに完了していた工事分までは申請可。

4) 事前・事後調査について

住宅改修工事に関して、介護保険給付適正化の一環として工事着工前および工事着工後に現地調査をさせていただく場合があります。その結果必要があると判断した場合に、理由書作成者ないし工事をされた事業者に状況確認をさせていただくことがあります。ご了承ください。